

令和元年度都留市地域公共交通会議及び 都留市地域公共交通活性化協議会 第1回会議

日時：令和元年6月28日（金）

午後3時から

場所：都留市役所3階大会議室

次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付式
3. 市長あいさつ
4. 報告事項
 - (1) 平成30年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業について
 - (2) 平成30年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について
5. 協議事項
 - (1) 都留市生活交通確保維持改善計画（案）について
 - (2) その他
6. その他
7. 閉 会

資料1：平成30年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業実績報告

資料2：地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表

資料3：令和2年度都留市生活交通確保維持改善計画（案）

都留市地域公共交通会議委員名簿（令和元年6月28日～令和3年6月27日）

No.	区 分	役 職 名	氏 名
1	学識経験者	学識経験者	天野友一
2		学識経験者	田中一利
3	各種団体の代表	都留市老人クラブ連合会長	内藤公義
4		都留市校長会	高部茂人
5		都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会	宮本節子
6	住民又は利用者を代表する者	市民代表者（公募）	荻窪 守
7	一般乗合旅客自動車 運送事業者	富士急バス株式会社 取締役社長	高部久夫
8	一般乗用旅客自動車 運送事業者	富士急山梨ハイヤー株式会社 取締役社長	土屋忠男
9	大月警察署又は その指名するもの	山梨県大月警察署交通課長	小川京大
10	山梨県知事又は その指名するもの	山梨県リニア交通局交通政策課長	三井 一
11	山梨運輸支局長又は その指名する者	関東運輸局山梨運輸支局 首席運輸企画専門官	和田喜則
12	運転者の団体を 代表する者	富士急バス株式会社 鶴の会運転手	河村裕一
13	市長又はその指名 する職員	市民部長	志村元康
14		総務部長（幹事）	小宮敏明
15		福祉保健部長（幹事）	小林正樹
16		産業建設部長（幹事）	紫村聡仁
17		教育委員会教育次長（幹事）	楨田 仁

都留市地域公共交通活性化協議会委員名簿（令和元年6月28日～令和3年6月27日）

No.	区 分	役 職 名	氏 名
1	学識経験者	学識経験者	天野友一
2		学識経験者	田中一利
3	各種団体の代表	都留市老人クラブ連合会長	内藤公義
4		都留市校長会	高部茂人
5		都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会	宮本節子
6	住民又は利用者を代表する者	市民代表者（公募）	荻窪 守
7	一般乗合旅客自動車 運送事業者	富士急バス株式会社 取締役社長	高部久夫
8	一般乗用旅客自動車 運送事業者	富士急山梨ハイヤー株式会社 取締役社長	土屋忠男
9	大月警察署又は その指名するもの	山梨県大月警察署交通課長	小川京大
10	山梨県知事又は その指名するもの	山梨県リニア交通局交通政策課長	三井 一
11	山梨運輸支局長又は その指名する者	関東運輸局山梨運輸支局 首席運輸企画専門官	和田喜則
12	運転者の団体を 代表する者	富士急バス株式会社 鶴の会運転手	河村裕一
13	その他会長が必要と 認めるもの	富士急行株式会社 事業部次長代理	渡邊丈二
14	市長又はその指名 する職員	市民部長	志村元康
15		総務部長	小宮敏明
16		福祉保健部長	小林正樹
17		産業建設部長	紫村聡仁
18		教育委員会教育次長	槇田 仁

平成30年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業報告

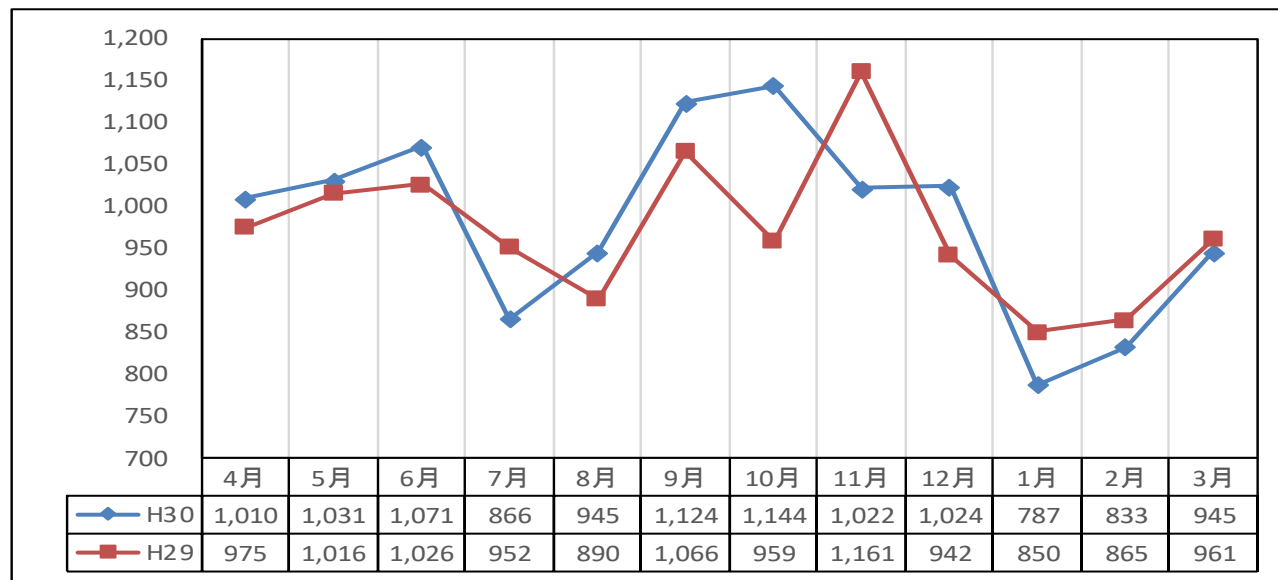
平成30年度 取組状況

① 市内循環バス

- ・ 運行内容：路線定期運行
- ・ 運行本数：(右回り、左回り)各3本/日
- ・ 運行経路：(右回り) 都留市駅－病院入口－赤坂－芭蕉月待ちの湯－都留文科大学駅－田原入口－都留市駅－市立病院
(左回り) 都留市立病院前－都留市駅－田原入口－都留文科大学駅－芭蕉月待ちの湯－赤坂－病院入口－都留市駅
- ・ 運行日：毎日運行(年末・年始を除く)
- ・ 料金(一乗車)：大人(中学生以上)200円、小人(小学生)100円、乳幼児 無料
- ・ 運行事業者：富士急山梨バス株式会社(H31.4.1より富士急バス株式会社)

運行実績

乗車人数	平成30年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	1,010	1,031	1,071	866	945	1,124	1,144	1,022	1,024	787	833	945	11,802

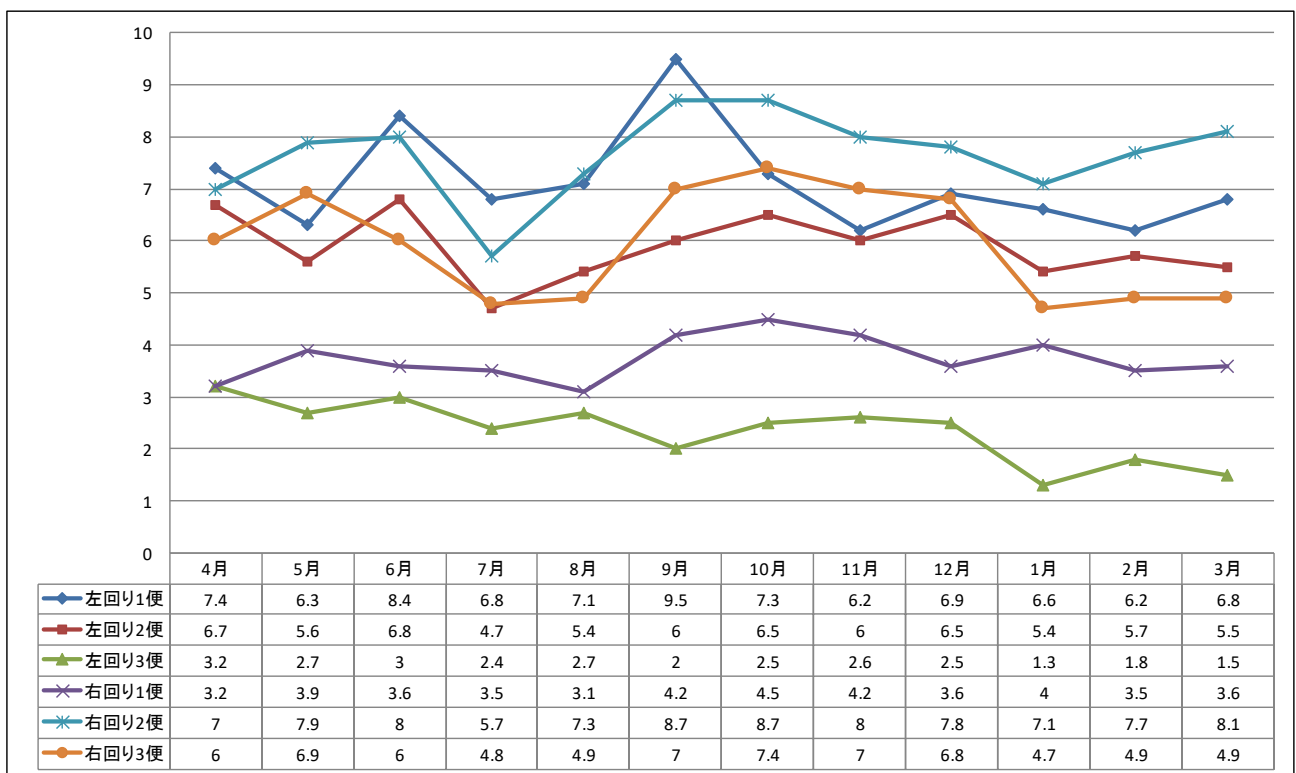


※平成29年度 11,663人

平均乗車人数

1日平均	平成30年度												合計・平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	33.7	33.3	35.7	27.9	30.5	37.5	36.9	34.1	34.1	29.1	29.8	30.5	32.8
1便平均	5.6	5.6	6	4.7	5.1	6.3	6.2	5.7	5.7	4.9	5	5.1	5.5
平日(1便平均)	5.5	5.4	6	5.1	5.3	6.9	6.2	5.4	5.9	5.3	5.5	6.3	5.7
土日(1便平均)	5.2	6	5.8	3.8	4.5	5.2	6	6.4	5.4	3.9	3.9	4	5.0
左回り1便	7.4	6.3	8.4	6.8	7.1	9.5	7.3	6.2	6.9	6.6	6.2	6.8	7.1
左回り2便	6.7	5.6	6.8	4.7	5.4	6	6.5	6	6.5	5.4	5.7	5.5	5.9
左回り3便	3.2	2.7	3	2.4	2.7	2	2.5	2.6	2.5	1.3	1.8	1.5	2.4
右回り1便	3.2	3.9	3.6	3.5	3.1	4.2	4.5	4.2	3.6	4	3.5	3.6	3.7
右回り2便	7	7.9	8	5.7	7.3	8.7	8.7	8	7.8	7.1	7.7	8.1	7.7
右回り3便	6	6.9	6	4.8	4.9	7	7.4	7	6.8	4.7	4.9	4.9	5.9

便別平均乗車数推移



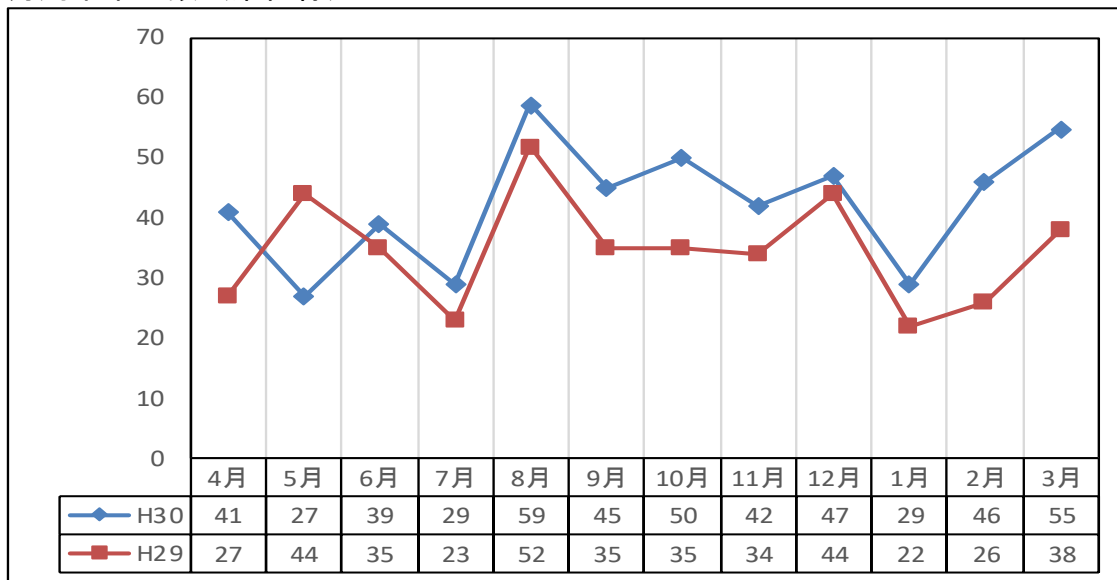
② 予約型乗合タクシー

- ・ 運行内容：区域運行
- ・ 運行本数：(往路、復路) 各 3 便/日
- ・ 運行経路：東桂地区 (既存のバス路線及び境地区を含む) - 市立病院
盛里地区 (既存のバス路線及び大平地区を含む) - 市立病院
- ・ 料金 (一乗車)：大人 (中学生以上) 300 円、小人 (小学生) 150 円、乳幼児 無料
- ・ 運行日：毎日運行 (年末・年始を除く)
- ・ 運行事業者：富士急山梨ハイヤー株式会社

運行実績

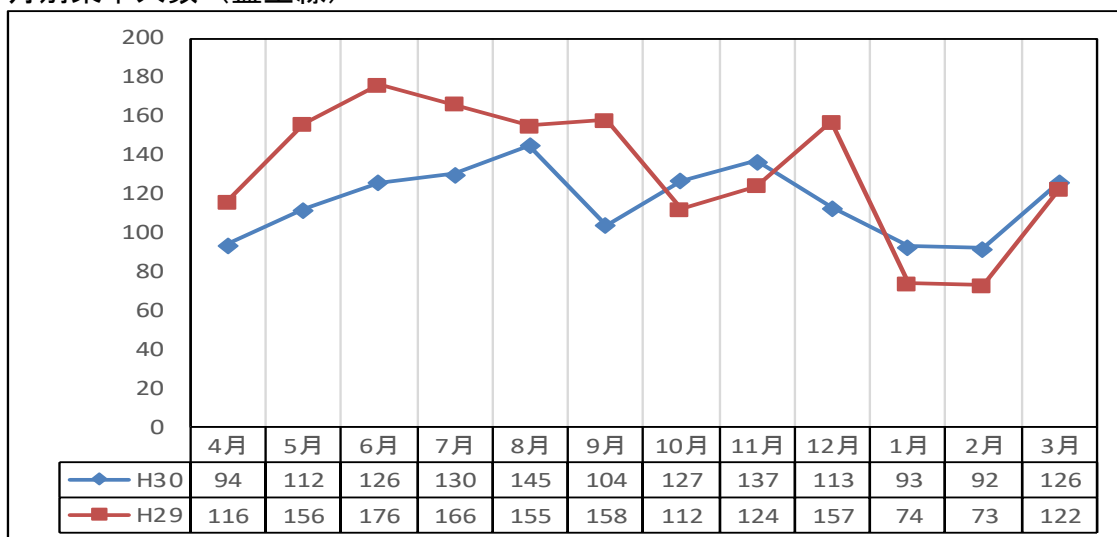
	平成30年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
東桂線	41	27	39	29	59	45	50	42	47	29	46	55	509
盛里線	94	112	126	130	145	104	127	137	113	93	92	126	1,399

月別乗車人数 (東桂線)



※平成 29 年度 415 人

月別乗車人数 (盛里線)



※平成 29 年度 1,589 人

月別平均運行数・乗車人数・1 運行あたり乗車人数

		平成 30 年度												
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
東桂線	運行数	35	26	31	26	47	35	41	33	41	25	40	40	35.0
	乗車人数	41	27	39	29	59	45	50	42	47	29	46	55	42.4
	乗車人数	1.2	1.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.2	1.3	1.1	1.2	1.2	1.4	1.2
盛里線	運行数	63	71	85	92	95	77	86	90	81	66	65	84	79.6
	乗車人数	94	112	126	130	145	104	127	137	113	93	92	126	116.6
	乗車人数	1.5	1.6	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5

※平成 29 年度

東桂線 運行数 30.4 乗車人数 34.6 1 運行あたり乗車人数 1.1

盛里線 運行数 87.0 乗車人数 132.0 1 運行あたり乗車人数 1.5

便別乗車人数

		平成 30 年度												
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
東桂線	1 便(砂原発)	15	9	10	3	15	8	20	16	19	9	16	17	13.1
	2 便(病院発)	6	4	7	2	6	10	11	9	7	6	4	5	6.4
	3 便(砂原発)	9	4	8	11	16	9	6	3	7	4	9	12	8.2
	4 便(病院発)	4	6	9	6	9	1	6	9	4	2	8	8	6.0
	5 便(砂原発)	4	2	2	4	5	7	4	3	5	3	4	5	4.0
	6 便(病院発)	3	2	3	3	8	10	3	2	5	5	5	8	4.6
盛里線	1 便(曾雌東発)	41	43	46	33	36	38	38	36	28	32	30	31	36.0
	2 便(病院発)	16	14	18	16	32	16	14	22	19	5	6	13	15.9
	3 便(曾雌東発)	12	17	24	31	24	16	33	35	27	23	26	31	24.9
	4 便(病院発)	9	21	11	6	17	13	12	9	12	12	6	13	11.8
	5 便(曾雌東発)	7	7	8	13	9	10	15	14	11	4	6	13	9.8
	6 便(病院発)	9	10	19	31	27	11	15	21	16	17	18	25	18.3

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

平成31年 2月28日
関東運輸局

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

協議会名	①補助対象事業者等	②事業概要	協議会における事業評価結果				地方運輸局等における二次評価結果		備考
			③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点	評価結果		
都留市地域公共交通活性化協議会	富士急山梨バス(株) 市内循環線	谷村・三吉地域	利用環境を整備するため、ニーズ把握による時刻の変更を実施した。	計画通り適切に運行された。	年間利用者数の目標11,700人に対し、11,785人であった。	⑤事業の今後の改善点 目標は達成したが、利用者は減少したため、ダイヤ改正等、利用者のニーズを把握し、利用しやすい環境を整備するとともに、継続的な周知を行う。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されている。目標・効果達成状況については、利用者数に照らす目標達成には至っておらず、その要因を検証するとともに、今後は、新たな利用者を獲得するため、利用者ニーズの把握し、利用性向上策の検討や利用促進を図り、更なる利用者増加に繋がる取り組みが行われるよう期待する。 なお、平成30年度第三者評価委員会における委員による以下の助言は、今後の取組みを行う上で必要な観点であり、考慮されたい。 ○目標の設定については、地域の上位計画との整合性を図り、目標達成の有無にかかわらず、結果の要因を検証することが重要。 ○ニーズの把握は、公共交通を利用しない人が、利用することへのハードルがどこにあるか調査することが重要。また、地域の生活スタイルを把握し、正確なニーズ取集が重要。 ○利用促進施策等は、ターゲットを明確にして、どのような効果があったか定量的に検証し、次の施策につなげることが重要。 ○持続可能な公共交通の実現には、交流人口の取り込みを検討することが重要。 ○路線の検討について、他路線との接続状況、乗継時の負担軽減等を踏まえて検討することが重要。 ○予まんに交通について、利用希望者のうち、どれだけの人が、なぜ利用出来なかったのか検証することが重要。 ○地域内交通は、より多くの人にとって知られ、利用してもらおう工夫が必要。		
都留市地域公共交通活性化協議会	富士急山梨ハイヤー(株) 東桂線	東桂地域	主な利用者である高齢者のニーズを募集等に出向き、把握し、路線の延長及び空白地帯に停留所を新設し、次年度からの運行に向け、取り組んだ。	計画通り適切に運行された。	1台あたりの平均乗車人数の目標1.6人に対し、1.2人であった。	平成30年10月から、空白地帯となっていた鷹留地区の古瀬に停留所を設け、利用者増を図っており、継続的な周知及び利用者の声を反映した施策を盛り込み、利用者の増加を図る。			
都留市地域公共交通活性化協議会	富士急山梨ハイヤー(株) 盛里線	未生・盛里地域	乗合タクシーのみならず、路線バスとの接続を考慮し、相乗効果を図る周知活動を行った。	計画通り適切に運行された。	1台あたりの平均乗車人数の目標2.0人に対し、1.5人であった。	利用者が大幅に減少しており、継続的な周知活動とともに、利用者のニーズ(路線の延長、運行時間)に合わせた促進策を事業者とともに、検討していく。			

令和元年6月28日

都留市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
都留市生活交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>行政運営における状況も厳しい中、財政的にも負担の少ない効率的な公共交通体系の構築が求められるが、路線バスの平成22年度の年間乗車人口は極端な落ち込みを見た。この危機的状況に市民、事業者、行政等公共交通に関わる主体が、それぞれの立場で、それぞれがすべきこと、できることを確認し、協働して安定的で持続可能な交通システムを整える必要がある。</p> <p>これらを踏まえ、平成24年3月に市民、事業者、行政が協働して今後の地域公共交通を維持、活性化させるための方策として「都留市地域公共交通総合連携計画」を策定し、今後3年間において現状の公共交通を地域の実情に合ったものとするため、路線の運行内容、利用環境の向上を図るとともに、公共交通を地域の足として積極的に利用する対策など持続可能な公共交通体系を構築するための方策を定めた。</p> <p>この計画の中で目標とする「利用者と地域の実情を踏まえた効率的な運行体系の構築」及び「利用しやすい環境の整備」の実現には、地域の特性、実情に対応した移動手段の提供を行うため、現状のバス路線の再編が必要であり、特に路線バスの運行本数の減少により、交通不便地帯となっている曾雌・秋山線並びに砂原線においては、赤字額の抑制を考慮しつつ、さらには同地域にある交通空白地帯を結ぶ公共交通について、地域の実情を十分に把握する中、新たな運行形態において公共交通の維持を行う必要がある。また、公共施設が点在する市内にあって、現状の公共交通空白地帯に新たに路線を伸ばし、市内中心部とこれらの地域を結ぶ路線の新設により、市民にとって利便性の良い交通体系とすることが必要である。</p> <p>これらの状況を考慮し、高齢化社会への対応として交通弱者対策及びまちづくりの活性化の面から、市内の中心部を運行し地域間を結ぶ鉄道への乗り換えの利便性を向上しつつ、現状のバス路線を再編し路線ごとに地域の実情に応じた運行体系を構築するため、地域公共交通維持改善事業に取り組む必要があることから、平成24年8月から都留市内循環バスを、平成24年10月から都留市予約型乗合タクシーを本格運行させた。この新たな2つの交通体系の構築により、地域公共交通の維持確保について一定の効果を得たが、利用者の利便性をさらに高め、今後も変化を続ける利用者ニーズに柔軟に対応できる公共交通を構築するため、都留市予約型乗合タクシーを「路線不定期運行」から「区域運行」に変更した。</p> <p>また、平成27年度に3年間の実績を検証・評価した上で、2期目となる新たな「都留市地域公共交通総合連携計画」を策定し、地域の実情に応じた公共交通体系を見直し改善することで、公共交通の利用促進を目指すものとした。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「都留市地域公共交通総合連携計画」に掲げた目標のうち、地域の特性、実情に対応した移動手段の提供に向け、以下の目標に取り組む。

(目標)

- (1) 利用者と地域の実情を踏まえた効率的な運行体系の構築
- (2) 利用しやすい環境の整備

(指標)

評価指標	現在（平成30事業年度）	目標（令和1事業年度）
① 補助対象線利用者数	30,178人／年	30,780人／年
② 循環バスの利用者数	11,785人／年	13,240人／年
③ 予約型乗合タクシーの1台当たりの乗車数	1.4人／台	1.8人／台
④ 公共交通サービスの満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	14.0%	25%
⑤ 路線全体の平均収支率	13.1%	20%

(2) 事業の効果

砂原線、曾雌・秋山線を新たな運行形態により公共交通を維持、改善することにより、東桂、盛里、禾生地域の交通弱者等の通院、買い物、通学などの日常生活に必要な移動手段の確保がなされる。

また、鉄道及び既存の路線バスやその他市内地域の支線を結ぶ循環路線の構築により、幹線、支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、これに伴い外出の促進や地域活性化が促される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・鉄道及びバスの時刻表の市内全戸配布（作成：事業者、配布：都留市）
- ・デマンドタクシーの時刻表の市内該当地区への配布（作成：都留市、配布：都留市）
- ・市内CATV、事業者、都留市、地域協働による利用促進番組作成（都留市、事業者、CATV）
- ・公共交通利用促進のための出張講座（都留市）
- ・

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
都留市から運行事業者への補助金額については、現行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分の内、割合を決めて負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・富士急バス株式会社 ・富士急山梨ハイヤー株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果

※該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【 車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ 】	
※該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ 】	
※該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
平成23年6月28日	平成23年度 第1回会議 ・現状の確認 ・実証運行計画について
11月15日	平成23年度 第2回会議 ・計画の骨子の検討 ・アンケート調査内容の検討
平成24年 1月11日	平成23年度 第3回会議 ・実証運行実施結果の検証 ・各種調査事業の実施とデータの分析 ・計画(素案)への意見収集と調整 (H24. 1月)
1月31日	平成23年度 第4回会議 ・都留市地域公共交通総合連携計画(素案)について ・都留市生活交通ネットワーク計画の策定について
2月27日	平成23年度 第5回会議 ・計画(案)の承認(H24~26年) (H24. 2月)
6月20日	平成24年度 第1回会議 ・運行事業者の選定 ・計画の決定
平成25年6月28日	平成25年度 第1回会議 ・平成24年度地域公共交通確保維持事業にかかる事業評価 ・都留市生活交通ネットワーク計画認定申請について
平成26年2月13日	平成25年度 第2回会議 ・消費増税に係る乗車料金について ・乗継割引制度について ・地域商店街との連携について
平成26年6月26日	平成26年度 第1回会議 ・予約型乗合タクシーの運行形態の変更について ・平成27年度都留市生活交通ネットワーク計画認定申請について
平成27年2月27日	平成26年度 第2回会議 ・第1期都留市地域公共交通総合連携計画取組評価について ・新たな公共交通改善施策の方向性について
平成27年3月18日	平成26年度 第3回会議

平成27年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・農林産物直売所及びリニア見学センターと市内観光拠点を結ぶ公共交通体系の導入について ・予約型乗合タクシーの運行路線の拡大について ・運行ダイヤの修正、車両及び停留所の名称変更について
	平成27年度 第1回会議
平成28年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期都留市地域公共交通総合連携計画（案）について ・予約型乗合タクシーの運行経路拡大について ・平成28年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
	平成27年度 第2回会議
平成28年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について
	平成28年度 第1回会議
平成28年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について ・平成29年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
	平成28年度 第2回会議
平成29年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
	平成29年度 第1回会議
平成30年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
	平成30年度 第1回会議
令和元年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
	令和元年度 第1回会議

18. 利用者等の意見の反映状況

平成23年	
11月25日	路線バス利用者アンケート調査
11月28日～12月16日	10月17日から2ヶ月間実施した新たな運行体系、新たな運行経路による実証運行における実施利用者アンケートの実施
11月28日	事業者ヒアリング調査
12月5日～19日	市内公共交通に関する地域懇談会の開催（三吉地域、開地地域、東桂地域、禾生地域、谷村地域、宝地域、盛里地域）
平成24年	
1月13日	市内タクシー事業者アンケート調査
2月6日～23日	パブリック・コメントの実施
2月17日～22日	未来を拓く都留まちづくり会議の開催
平成25年	
9月2日～19日	都留市東桂地域コミュニティセンターにて、利用者増加に向けた地元説明会を開催。予約型乗合タクシーの運行方法等に対する意見聴収。
平成26年	
8月～9月	循環バス、予約型乗合タクシー利用者アンケートの実施
10月17日	第6次都留市長期総合計画策定のための市民意識調査の中で公共交通再編方針に関するアンケートを実施
11月6日	市民による事業評価・提案会（学生版）の実施により、公共

平成27年 5月1日～29日	交通活性化策について市内大学生の提案を受けた 「第2期都留市地域公共交通総合連携計画（案）」に対するパブリック・コメントの実施
平成29年 9月～翌年2月	予約型乗合タクシーの利用促進に向け、対象地域（東桂・盛里）の利用者から意見聴取
平成30年 10月17日	第6次都留市長期総合中期基本計画策定のための市民意識調査実施
10月～翌年2月	予約型乗合タクシー路線延長（H30.10月～）に伴う地域住民への周知活動及び利用促進策の実施（お試し乗車券配布）
19. 協議会メンバーの構成員	
一般乗合旅客自動車運送事業者	富士急バス(株)取締役社長
一般乗用旅客自動車運送事業者	富士急山梨ハイヤー(株)取締役社長
その他会長が必要と認めるもの	富士急行(株)事業部鉄道担当
山梨運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局山梨運輸支局首席運輸企画専門官
運転者の団体を代表する者	富士急山梨バス(株)鶴の会運転手代表
住民又は利用者を代表する者	税理士（学識経験者） 市民代表者（公募）
各種団体の代表	都留市老人クラブ連合会長 都留市校長会 都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会
大月警察署又はその指名するもの	山梨県大月警察署交通課長
山梨県知事又はその指名するもの	山梨県リニア交通局交通政策課長
市長又はその指名する職員	都留市総務部長 都留市市民部長 都留市福祉保健部長 都留市産業建設部長 都留市教育委員会教育次長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山梨県都留市上谷 1-1-1

（所 属）都留市役所 地域環境課

（氏 名）加藤 隆

（電 話）0554-43-1111（174）

（e-mail）chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
都留市	富士急バス 株式会社	(1) 都留市循環線(左回り)	都留 市立 病院	上戸沢	都留市駅	往18.3km 復 km	362日	1086回		路線定期運行	②(2)	都留市駅で富士急行 大月線と接続	③
	富士急バス 株式会社	(2) 都留市循環線(右回り)	都留市駅	上戸沢	都留 市立 病院	往18.3km 復 km	362日	1086回		路線定期運行	②(2)	都留市駅で富士急行 大月線と接続	③
	富士急山梨ハイ ヤー株式会社	(3) 東桂線		東桂・谷村地区		往 km 復 km	362日	400回		区域運行	②(2)	都留市駅で富士急行 大月線と接続	③
	富士急山梨ハイ ヤー株式会社	(4) 盛里線		盛里・禾生地区		往 km 復 km	362日	1000回		区域運行	②(1)	都留市駅で富士急行 大月線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	都留市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	23,851
交通不便地域	4,188

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,839	三吉地区	地方運輸局長の指定
979	東桂地区	地方運輸局長の指定
1,301	盛里地区	山村振興法第7条第1項

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
23,851	23,851人 × 120円 × 0.7 + 200万円	4,003,000円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)